（注意事項）

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ　時価を把握することが困難である理由

⑥　外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（同号に係るみなし有価証券にあっては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑦において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募集の取扱高	私募の取扱高
外国投資信託の受益証券	（　　）	（　　）
外国投資証券	（　　）	（　　）
法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券	（　　）	（　　）

（注意事項）

１　外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。

２　「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

⑦　募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称		
事業の内容	（商品分類）	（内容）